

入会手続概略

書類受理



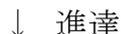
面接 *原則として、弁護士法5条及び弁護士法附則3条1項(旧6条1項2号・旧々5条3号)に基づく入会申請の方は面接審査を行います。なお、上記以外の方でも、面接審査を行う場合があります。面接を行う場合は、事前にご連絡します。



入退会審査調査会



東弁常議員会



日弁連常務理事会又は決裁 * 弁護士法附則3条1項(旧6条1項2号・旧々5条3号)に基づく申請の場合は、必ず日弁連資格審査会に付議され、慎重に審査が行われますので、登録予定日は下記とは異なり、かなりの時間を要します。

※司法修習終了後1年未満の方、判事・検事定年退官後1年未満の方、公証人の罷免年齢に達し、退職後1年未満の方については、下記登録予定日前に登録可能な場合があります。↓

登録承認又は不承認

※書類提出は準備の都合上、期限厳守をお願いいたします。

2022年度入会スケジュール

書類提出期限	調査会・面接	常議員会	登録予定日
4月28日(木)	5月19日(木)	6月7日(火)	6月16日(木)
5月31日(火)	6月23日(木)	7月7日(木)	7月14日(木)
6月30日(木)	7月20日(水)	7月27日(水)	8月18日(木)
7月29日(金)	8月19日(金)	9月6日(火)	9月15日(木)
8月31日(水)	9月20日(火)	10月4日(火)	10月18日(火)
9月30日(金)	10月14日(金)	11月7日(月)	11月15日(火)
10月31日(月)	11月21日(月)	12月5日(月)	12月15日(木)
11月30日(水)	12月14日(水)	1月11日(水)	1月19日(木)
12月23日(金)	1月18日(水)	2月13日(月)	2月16日(木)
1月31日(火)	2月21日(火)	3月6日(月)	3月16日(木)
2月28日(火)	3月15日(水)	3月23日(木)	未定(4月中旬頃)
3月31日(金)	未定(4月中)	未定(5月中)	未定(6月上旬頃)

当会の手続が終了した後、日弁連での審査又は決裁となりますが、月によっては結論までお時間をいただくことがありますので、ご了承ください。

問合先：〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階
東京弁護士会 会員課 Tel 03-3581-2203

弁護士名簿登録・東京弁護士会入会手続案内（一般入会）

(1) 申請書類の提出先 東京弁護士会事務局会員課 入退会審査調査会係

◆ 申込書類を持参される場合は、書類に捺印した印鑑をお持ちください。

※ 窓口で書類を提出される場合、内容の確認が必要ですので、必ず16時までには窓口にお越し下さい。

(2) 書類記入上の注意

◆ 書類は、申請者本人が作成してください（記載が不明瞭な場合は、修正をお願いする場合がありますので、ご注意ください）。

◆ 氏名は、旧字・異体字等を省略せず、戸籍どおりに記入してください。

◆ 本籍は、番地等を「ー」等で省略せず、戸籍どおりに記入してください。

◆ 事務所、住所欄の携帯電話番号の登録は不可。固定電話がない場合は、空欄にしてください。入会申込書については、「□なし」にチェックを入れてください。

◆ 書類の日付は、当会への書類持参日（＝当会での書類受付日）としてください。

郵送でご提出の場合は、日付は上申書を除き、全て空欄のままでご提出ください

◆ 印鑑（訂正印を含む）は、全て同一の印鑑を使用してください。スタンプ印は不可。

(3) 申込書類（同封書類）

提出書類	部数	注意事項等
①入会申込書	1部	<ul style="list-style-type: none">・記入内容は全て弁護士名簿登録請求書と統一する・紹介者会員（当会会員に限る）がいる場合は、署名及び捺印をもらう。紹介者会員がいない場合は、空欄で結構です。・<u>事務所、住所欄の携帯電話番号の登録は不可。固定電話がない場合は、空欄にしてください。入会申込書については、「□なし」にチェックを入れてください。</u>
② 弁護士名簿登録請求書 (日弁連・東弁用/ 複写式)	2部	<ul style="list-style-type: none">・氏名は戸籍どおりに記入（旧字・異体字等の省略不可）・本籍は番地等を「ー」等で省略せず戸籍どおりに記入・2枚目にも押印・所定欄に収入印紙（6万円分）を貼付。消印不要・過去に弁護士登録をされていた方は、「有」に○をして、登録番号を記入 *過去に複数回取消をされている場合は、過去の全ての登録番号を記載して頂き、今回の再登録時に使用されたい登録番号に○をお願い致します。 初めて弁護士登録する方は、「無」に○をして下さい。・事務所住所の空欄は不可・他の弁護士と事務所を共にする場合、事務所名称及び事務所住所等の表記を統一する（※日弁連ホームページ「弁護士情報検索」で確認可能）・企業内弁護士になる場合、企業名は事務所名の欄ではなく、事務所住所の後に記入（企業は法律事務所ではないため）・弁護士法人の社員弁護士で、登録換え入会と同時に弁護士

		<p>法人の主事務所又は従事務所を設立する予定の場合は、法人設立スケジュールの書面を添付する</p> <p>使用人弁護士の場合は事務所名称欄を空欄にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>事務所及び自宅の電話番号：携帯電話の電話番号は登録不可。固定電話がない場合は空欄とする</u> ・自宅住所は登録予定日時点での住所を記載（空欄不可） まだ決まっていない場合は提出時点での自宅住所を記載。登録完了後に変更する場合は、登録事項変更届を提出する（手数料2,000円）。 ・登録手続中に引越先が決まった場合は、ご連絡ください。手続きの進行状況にもよりますが、変更が可能な場合もあります。その場合は書類に使用した印鑑をお持ちの上、ご連絡をいただいた日に必ず来会をして書類のご訂正をお願いすることになります。
<p>③誓約書 （日弁連・東弁用／複写式）</p>	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍は番地等を「ー」等で省略せず戸籍どおりに記入 ・2枚目にも押印
<p>④履歴書 （日弁連書式、東弁書式別）</p>	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍は番地等を「ー」等で省略せず戸籍どおりに記入 ・写真を所定欄に貼付（縦4cm×横3cm、スナップ写真やプリンター印刷は不可。白黒・カラーいずれも可） ・学歴は大学（学部・学科）卒業日及び大学院・法科大学院修了日、司法試験（旧司法試験の場合は第二次試験）合格日、同終了日を記入 ・職歴は入社日、退社日を記入。 ◆判事・検事の場合は、主な任地を記入。 ◆再登録の場合は、過去の弁護士登録日・取消日、所属弁護士会を正確に記入。 <u>職歴がない場合は「なし」と明記</u> ・<u>賞罰がない場合は「なし」と明記</u>。罰（刑事処分・保護観察処分、公務員としての懲戒処分、注意処分。再登録の場合は、過去に弁護士登録していた際の懲戒処分）がある場合は、罰を受けた年月日、内容（罰条又は罪名）、処分（罰金の場合はその額）を記入
<p>●上申書 【注意】 ※履歴書に罰のない方は提出不要です。</p>	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事処分・保護観察処分、公務員としての懲戒処分、過去に弁護士登録していた際または登録時に懲戒処分のある方は、履歴書の賞罰欄に記載のうえ、上申書を2通（日本弁護士連合会会長宛1部、東京弁護士会会長宛1部）提出してください。※日付けは作成日を記入してください。 罰の事実の内容及び情状等参考になる事情を記載してください。 特に所定の書式はありませんので、ご自分で作成してください。

⑤質問事項書	1部	各欄にもれなく記入 *再登録の際は、前回の退会理由も忘れずにご記入下さい。 ※レンタルオフィスの場合、必ずその旨記載してください。
⑥連絡先回答書	1部	メールアドレス、携帯電話番号の誤記に注意して下さい。

(4) 添付書類

提出書類	部数	注意事項等
①弁護士となる資格を証明する書面 (右記のうち、自分が該当するもの)	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・司法修習修了証書の写し又は最高裁人事局長名による司法修習終了証明書(※修習終了証明書は3ヶ月以内以内のもの) ・期前の場合は高等試験司法科試験合格を証明する書面 ・弁護士法5条に基づく申請の場合は法務大臣認定通知の写し ・弁護士職務経験法による入会の場合は「弁護士となって職務を行う者であることを証する書面」
②戸籍謄本、戸籍抄本又は氏名・本籍・生年月日の記載がある戸籍記載事項証明書のいずれか	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも原本(コピー不可) ・入会申込書類提出日前3ヶ月以内に交付されたもの ・日本国籍を有しない方は、外国住民に係る住民票の写しの提出をもってこれに代えます。
③身分証明書 (破産手続開始の決定を受けていないことの証明)	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも原本(コピー不可) ・入会申込書類提出日前3ヶ月以内に交付されたもの(本籍地のある市区町村で取得ください) ・日本国籍を有しない方は「誓約書」(弁護士法7条4号・5号に該当しない旨)の提出をもってこれに代えます。用紙は、入会申込時に別途お渡ししますので、お申し出ください。

⑧前職が判事・検事の場合

退官後の申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・退官後発行の在職証明書 原本2部
在職中の申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時点における在職証明書 原本2部 ・退官予定証明書 原本2部(退官まで日があり、退官予定証明書が発行されない場合は、履歴書に退官予定日を記入) ・退官証明書(又は退官後発行の在職証明書)2部を退官後に追完

⑨前職が公証人の場合

退官後の申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・前職(判事又は検事)の在職証明書 2部 ・公証人の退職を証明する辞令の写し 2部
在職中の申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・前職(判事又は検事)の在職証明書 2部 ・公証人の在職を証明する辞令の写し(又は在職証明書)2部 <p>*公証人退官後に、必ず退職を証明する辞令の写し2部を追完してください。</p>

⑩弁護士法附則3条1項(旧6条1項2号・旧々5条3号)の場合(大学の教授・助教授)

- ・在職証明書 2部
(対象期間(平成16年4月1日より前)における在職を証明するもの。所属(学部と学科)及び教授・助教授・講師等の期間につきそれぞれ明確に記載されているもの)
- ・研究業績目録 2部
- ・講義目録 2部(科目名・単位数・曜日時間・受講者数等を含む年度別の一覧のもの)
- ・著書又は論文(コピー可) 2種類を2冊ずつ(著書は審査終了後返却します)

⑪弁護士法附則3条2項の場合(弁護士法5条による認定を受けた大学の教授・助教授)

- ・在職証明書 2部
- ・研究業績目録 2部
- ・講義目録 2部
- ・著書又は論文(コピー可) 2種類を2冊ずつ(著書は審査終了後返却します)

⑫弁護士職務経験法による入会の場合

- ・弁護士会による懲戒処分を受けた際には、日弁連から最高裁又は法務省に通知することを予め同意する旨の書面(用紙は最高裁又は法務省にあります) 2部

⑬再登録者を除く新規登録申請の場合

記章仕様希望届 (1通)	・入会希望弁護士会を「東京」と記入 ・氏名・押印をする。 ・仕様希望の番号に○をする。 ※ <u>記章改造を希望された場合、改造に2か月程度時間がかかります。弁護士の身分を証明するものがないので、身分証明書発行申請書を提出してください。</u>
身分証明書発行申請書 【記章改造希望者で交付方法Bの方は必須。他は希望者のみ】 (日弁連提出用・弁護士会控各1部) 【写真2枚】	<u>通常、身分証明書の発行は、登録されてから発行まで2か月近く時間がかかります。</u> (登録申請時又は新規登録後3か月以内の初回申請に限り発行手数料は無料です。) ◆ 新規発行に○をする。 ◆ 職務上の氏名使用の有無の欄に○をする。 ◆ 氏名を記入し、押印をする ◆ タテ4cm×ヨコ3cm(3ヶ月以内に撮影) 2枚 写真の裏に氏名・撮影年月日を記入する。 ※ <u>1枚は日弁連提出用に貼り、1枚は小さい封筒等に入れて添付して提出。</u> 紛失防止のため、写真1枚は必ず袋に入れて提出してください。 ◆ 所属弁護士会は「東京」と記入 ◆ 登録番号は空欄 ◆ 氏名を記入 ◆ <u>職務上の氏名を届け出る方のみ、職務上の氏名欄に職務上氏名を記入して、氏名の併記をするかどうか○をすること。</u>

	◆ 事務所住所及び事務所名称は、弁護士名簿登録請求と統一すること。
--	-----------------------------------

⑭再登録による入会の場合

- ・ 弁護士名簿登録請求書の添付書類 6 に記載の「弁護士であった者については、登録取消し前の弁護士名簿に登録されていた者と同一人であることを証する書類」は、戸籍謄本で足り（従前戸籍が記載されているもの）。

登録取消し後に複数回氏名や本籍地を変更され、日弁連保管の元会員の方の戸籍謄本等との連続性が確認できない場合は、その間を繋ぐ戸籍謄本 2 部の提出をお願い致します。
登録取消し通知があれば、写し 2 部をご提出ください。

- ・ 再登録申請者で記章改造（ブローチ式・タイタック式）を希望する方へ
「弁護士記章改造希望届」を提出して頂きますので、記章改造を希望される場合は、別途ご連絡をお願い致します。

(5) 費用

- ・ 登録料及び入会金は、振り込みまたは入会申込時に現金で納入してください。

登録料 3 万円・・・①弁護士職務経験法による登録、弁護士任官後の再登録の場合は免除

・・・②司法修習終了後 1 年以内に登録請求をし、初めて登録する場合は 1 万円

入会金 3 万円・・・①弁護士職務経験法による入会、弁護士任官後の再入会、法テラスの常勤

スタッフ弁護士として入会の場合は免除 (ただし、常勤スタッフ弁護士の地位を失った後も当会会員であるときは、免除の効力を失う。)

※入会金免除申請書等の提出が必要ですのでお申し出ください。

・・・②元当会会員は半額（1 万 5 千円）

収入印紙 6 万円分 郵便局等で購入の上、弁護士名簿登録請求書所定欄に貼付。消印不要。

(6) その他

次に該当する方は、弁護士登録前又は承認後、速やかに事務局会員課までお問合せください。

- ①企業内弁護士になる方は、弁護士登録後、「営利業務従事届出」を提出。
- ②公職に就任される方は、弁護士登録後、「公職就任届」を提出。
- ③弁護士法人に所属する方は、弁護士登録後、別途、弁護士法人から「弁護士法人の変更届出書」の提出が必要です。弁護士法人に対して、一言お声がけをお願いします。
- ④弁護士登録後に弁護士法人を設立される場合は、入会申請時に法人設立スケジュールを 2 通提出してください。
- ⑤新しく事務所を設立される場合は、事務所名の由来を簡単なメモにて添付してください。

以上